

議案第60号

さいたま市児童災害見舞金支給条例を廃止する条例の制定について  
さいたま市児童災害見舞金支給条例を廃止する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市児童災害見舞金支給条例を廃止する条例

さいたま市児童災害見舞金支給条例（平成13年さいたま市条例第181号）は、  
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に災害を受けた児童に係る見舞金の支給については、なお従前の例による。